

## 第5章 ゼロ・エミッションの取組の推進

### 第1節 資源循環の輪の構築

#### 現 状

私たちは、これまで「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会の仕組みのもとに、ものに支えられた豊かな暮らしを享受してきましたが、その一方で、地球上の限りある資源を浪費するとともに、大量のごみを産み出した結果、地球規模での環境問題や天然資源の枯渇など大変深刻な課題に直面しています。

こうした状況において、廃棄物処理法に基づき平成13年度に策定した滋賀県廃棄物処理計画を見直し、平成22年度までを計画期間とする「第二次滋賀県廃棄物処理計画」を平成18年(2006年)6月に策定しました。

今後、県民1人あたりが1日に出すごみ（一般廃棄物）の量は平成12年度以降、ほぼ横ばいで推移していますが、本県は人口増加率が0.55%（平成19年(2007年)10月1日付け推計人口の対前年比）と高く、また将来的にも人口増加が見込まれていることから、ごみの排出量は微増すると見込まれています。また、産業廃棄物については、下水道の進捗に伴う終末処理場からの汚泥や非飛散性アスベストを含む建設系廃棄物等の排出量の増加などから、将来も増加が見込まれています。

#### 課 題

物質の流れが「廃棄」への一方通行で、廃棄物処理に新たな資源を投入するこれまでの社会システムを改め、環境負荷を低減する必要があります。このため、廃棄物の発生を抑制するとともに、排出された廃棄物を資源として捉え、生産工程へ原材料等として循環利用する、また原材料として資源化できないものは適正な焼却により熱回収を図る、縮減された廃棄物を適正に管理された処分場で最終処分する、といった取組によって環境負荷を最小化し、資源循環の輪を構築していくことが必要とされています。

新たに策定した「第二次滋賀県廃棄物処理計画」では、①「もったいない」の意識と行動が徹底された社会、②資源循環と適正処理が着実に行われる社会、③廃棄物に対してのルールやマナーが守られる

美しい社会を目指し、次の六つの基本的方向性を示し、県民、事業者、市町および県が役割分担と責任のもと取り組むべきことをまとめています。

#### 【目指すべき社会の基本的方向性】

- (1) 生活様式を省資源・循環型に転換
- (2) 発生抑制、再使用による廃棄物の排出削減
- (3) 資源循環を支える仕組みと基盤の整備
- (4) 適正処理を支える基盤整備
- (5) 廃棄物についてのルールやマナーが守られる美しい地域づくり
- (6) 資源循環を支える情報の共有化と研究開発の推進

#### ●指 標

指 標 項 目	単 位	平成17年度 (現状)	平成22年度 目 標
県民1人あたりが1日に出すごみの量	g	951	900
家庭から出されるごみの内リサイクルされている割合	%	18.9	26

#### 取 組

##### 1 ゼロエミッション型農村づくりの推進

〈農政課〉

農村地域には、もみ殻、家畜ふん尿、生ごみ、集落排水汚泥など生物由来の有機性資源、いわゆるバイオマスがたくさん存在します。これらの資源はたい肥や熱源等として活用することが可能なことから、農業生産における環境負荷の低減や資源の有効利用が期待できます。

このため、持続可能な農村社会の実現を目指して、「ゼロエミッション型農村創生事業」を展開しています。

##### (1) ゼロエミッション型農村の推進

推進・支援体制の整備、取組の普及・啓発のための連絡調整会議や市町担当者研修会を開催しました。また、バイオマス利活用のための手引き（資料集）

を作成しました。

## (2) ゼロエミッション型農村の支援

高島市におけるバイオマス利活用施設整備事業に関する調査に対して支援しました。

## 2 リサイクル製品認定制度〈循環社会推進課〉

循環型社会を構築するためには、廃棄物の発生抑制と併せて資源としての循環的な利用の推進が必要です。各種リサイクル法が施行され、企業ではゼロエミッションの取組が始まっていますが、一方で再生資源の利用が難しいなどの課題もあります。リサイクル製品認定制度は、循環資源（廃棄物や製造過程で発生する副産物）から作られるリサイクル製品を県が認定することにより、県民等（消費者や事業者、市町）に利用促進を図るとともに、県自らが公

共事業等を通じて率先利用に努めようとするものです。制度の運用により期待される点は、①グリーン購入の推進、②優れた技術によるリサイクル製品を認定することによる優良企業の育成、③県内産業の育成・振興などとなります。

平成16年度、有識者、事業者、消費者代表からなる検討委員会で認定制度の枠組みについて検討いただき、平成17年(2005年)3月14日に「滋賀県リサイクル製品利用促進要綱」を制定、同日に製品の募集を開始しました。

平成19年(2007年)4月末現在で133製品（コンクリート、ブロック98製品、その他の建設資材26製品、農林業関係資材5製品、環境資材4製品）を認定しており、今後も年2回程度の製品の募集・認定を行い、認定製品の普及に努めます。

## 第2節 廃棄物減量化の推進

### 現 状

廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみや生活排水などの「一般廃棄物」と工場などの事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、廃油、汚泥等の「産業廃棄物」があり、一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については事業者の責任で処理することとなっています。 → 参考資料 (44)

平成17年度における一般廃棄物の総排出量は、県内で約47.4万t（前年度約47.2万t）、また1人1日当たりの排出量は、951g（前年度951g）となっており、総排出量や1人1日当たりの排出量は横ばいとなっています。(図5-2-1、2)

ごみの資源化については、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法をはじめ各種リサイクル法が整備され、各法に基づく取組が進められています。特に容器包装リサイクル法に基づく分別収集が各市町によって進められ、資源ごみの収集量は増加しています。(図5-2-3)

→ 参考資料 (45)

図5-2-1 一般廃棄物の総排出量

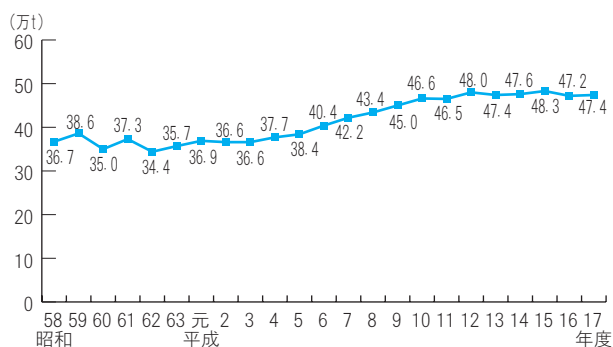


図5-2-2 1人1日当たりのごみ排出量

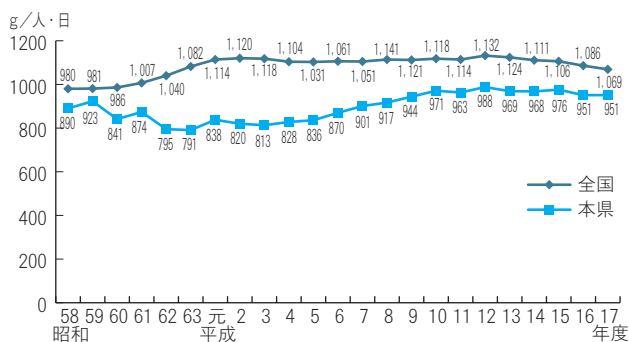
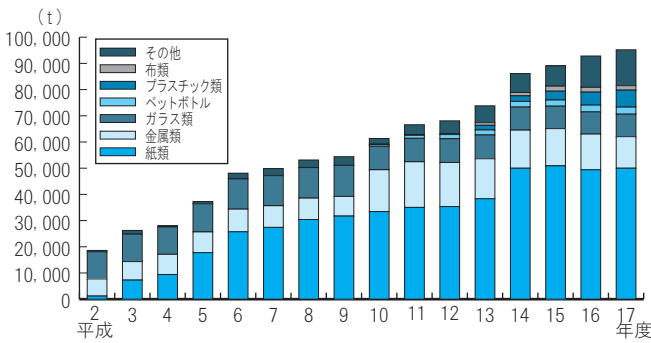


図5-2-3 資源ごみ収集の状況



注：平成10年度よりその他の区分からプラスチック類とペットボトルを、平成13年度よりその他の区分から布類を分けて集計

平成17年度における産業廃棄物の処理量は、産業廃棄物処理業者および自ら処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者からの実績報告によると、県内で破碎や焼却等の中間処理により処理された量が約248万t、県内で埋立処理された最終処分量が約22.3万tとなっています。最終処分量約22.3万tの内、約21.8万tが安定型処分場、約0.5万tが管理型処分場に埋め立てられています。なお、産業廃棄物処理業者による収集運搬量は約193万tとなっています。

湖岸や道路、河川等の公共の場所に投げ捨てられた空き缶、空きびん、たばこの吸い殻等を「散在性ごみ」と呼んでいます。道路にはたばこの吸い殻、湖岸には釣り糸、空き缶、ペットボトル等の散在性ごみが目立っています。

環境美化意識の高揚を図るため、「クリーン条例」に基づき、啓発活動や取締りの実施により、ポイ捨てしにくいまちづくりを進めるとともに、「環境美化の日」を中心に県民総参加による美化清掃活動や淡海エコフオスター事業を進めています。

## 課題

一般廃棄物の再生利用量、再生利用率については増加傾向にあり、最終処分量は減少傾向にあります。排出量は平成12年度以降ほぼ横ばいで推移しているものの、長期的には本県の人口増が排出量の増加に影響するものと考えられます。1人1日当たりのごみの排出量も横ばい傾向であり、今後県民1人当たりの排出量を減らしていくため、県民・事業者による発生抑制や市町のごみ減量化施策の促進を図る

必要があります。また焼却灰のスラグ化の推進や有効利用など、ごみの排出抑制やリサイクルのための施設整備等を推進する必要があります。

産業廃棄物については、廃棄物処理計画立案のために調査した平成12年度と平成17年度のデータを比べると排出量は増加傾向にありますが、再生利用量、減量化とも増加し、最終処分量は半減しています。今後も産業廃棄物税の確実な運用等、各種事業を推進し産業廃棄物の一層の減量化、再資源化を進める必要があります。

また、本県では、散在性ごみが、大小の河川を通じて琵琶湖に流れ込んでおり、美観を損なうとともに琵琶湖の水質に少なからず影響を及ぼしていることから、湖岸や道路、河川等を中心に県民や各種団体等と協働して一層の環境美化の推進を図る必要があります。

## 指標

指標項目	単位	平成17年度(現状)	平成22年度目標
1年間に出る資源化されない産業廃棄物の量	千トン	324	200
1年間に出る資源化されない一般廃棄物の量	千トン	394	210

## 取組

### 1 産業廃棄物対策の推進

#### (1) 滋賀県産業廃棄物税〈循環社会推進課〉

産業廃棄物の「発生抑制」や「資源化」の取組の一環として、平成16年(2004年)1月から産業廃棄物税制度を導入しました。

県内の中間処理施設または最終処分場へ1年間に500トン(中間処理施設に搬入した場合は一定の係数を乗じた重量)を超えて搬入した事業者がトン当たり千円の税額を申告納付するもの。

平成18年度の税収額は、110,588千円(42件)となっています。

なお、県が認定した「再生施設」へ搬入する場合は課税免除するなど資源化への誘導を行っています。

税収の用途については基金を通じて ①産業廃棄

物の発生抑制 ②産業廃棄物の再生利用の促進 ③産業廃棄物の適正処理の推進等を図るための費用に充てることにしています。

**(2) 自動車リサイクルの推進**〈循環社会推進課〉

平成17年(2005年)から施行された「自動車リサイクル法」に基づき、使用済自動車に係る廃棄物の減量化や再資源化等のリサイクルの徹底を図っています。

この法律では、自動車の所有者にリサイクル料金の負担を求めるとともに、自動車製造業者に使用済自動車に係るフロン類の回収や破碎後のシュレッダーダストの適正処理を義務づけています。

また、廃棄される自動車の引取業、フロン類回収業、解体業および破碎業を行う事業者は、県知事の登録または許可が必要とされ、自動車リサイクル法的確な運用を図ることとしています。

**(3) 建設リサイクルの推進**〈監理課、建築課〉

建設副産物のリサイクルについては、建設副産物対策近畿地方連絡協議会(近畿地方整備局、府県、政令市、公団等で構成)の一員として「近畿地方における建設リサイクル推進計画」を策定し、目標(平成22年度)を掲げ、リサイクルに努めてきました。なお、県独自の推進計画は、平成14年度に策定され、現在運用中です。

平成17年度における中間目標値の達成度を品目ごとに評価すると、アスファルト・コンクリート塊(99.6%)、コンクリート塊(99.2%)、建設発生木材(63.4%)、建設汚泥(88.5%)、建設発生土(75.2%)、建設混合廃棄物(平成12年度比81%削減)について目標を達成しましたが、平成22年度の最終目標達成に向けて、さらにリサイクルを推進していく必要があります。

また、平成14年(2002年)5月30日からは、建設リサイクル法が本格施行され、特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)を使用または特定建設資材廃棄物を排出する建設工事のうち一定規模以上のものについて、分別解体等および再資源化等が義務付けられました。これにより建設混合廃棄物の発生が抑制され、建設発生木材のリサイクル率の向上が図られるものと考えられます。

**(4) 家畜排せつ物の現状と対策**〈畜産課〉

本県における家畜の飼養状況および排せつ物量は次の表のとおりです。平成18年度畜産経営環境保全実態調査において、調査対象とした282戸のうち家畜ふん尿処理施設を設置している畜産農家は229戸(81.2%)、直接施用による土壌還元をしている農家は53戸となっています。これらの排せつ物は農産物や飼料作物などの生産に利用されていますが、環境汚染につながらないように適切な処理を行うことが必要です。平成16年(2004年)11月1日より「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が完全施行され、畜産農家に対しては適切な管理を行うよう啓発指導を継続しています。また、今後、資源循環型農業を推進するうえで、畜産農家と耕種農家との連携はさらに重要と考えられることから、家畜排せつ物の堆肥化処理と併せて、地域環境に配慮した有機質資源の循環を図るための施策を推進しています。(表5-2-1)

**表5-2-1 家畜の飼養状況および排せつ量**

(平成18年(2006年)7月1日現在)

畜種	飼養戸数(戸)	飼養頭羽数(頭・羽)	家畜排せつ量(年：千トン)
乳用牛	97	4,592	89
肉用牛	108	18,135	157
豚	16	10,693	25
採卵鶏	47	677,234	33
肉用鶏	14	213,680	11
合計	282	—	315

**2 散在性ごみ対策の推進**〈循環社会推進課〉

**(1) 一斉清掃運動の展開**

(概要)

琵琶湖をはじめとする湖国滋賀の美しく恵まれた環境を守り、ごみのないまちづくりを進めるため、クリーン条例で「環境美化の日」に定められている5月30日、7月1日および12月1日を中心に、県民、企業、行政が協働して、県民総参加の環境美化活動を行っています。

(目標)

ごみの散乱防止について県民の関心と理解を深めていただくための啓発活動として、環境美化活動への参加を県民に呼びかけており、県民の環境美化活

動への参加率を平成19年度には27%、平成22年度は30%とすることを目標にしています。

(結果)

平成18年度は、延べ285,037名の参加があり、計1,742トンのごみを回収しました。

ア ごみゼロ大作戦(「ごみゼロの日」である5月30日を基準日として実施)

参加者延べ人数 19,166名

回収したごみの量 48トン

イ びわ湖を美しくする運動(「びわ湖の日」である7月1日を基準日として実施)

参加者延べ人数 146,832名

回収したごみの量 1,108トン

ウ 県下一斉清掃運動(「環境美化の日」である12月1日を基準日として実施)

参加者延べ人数 119,039名

回収したごみの量 586トン

県民の環境美化活動への参加率：20.5%

(結果の評価)

平成22年度の目標値への達成率は、68%でした。

(今後の展開)

引き続き、市町や各団体を通じて環境美化活動への参加を呼びかけていきます。

## (2) 環境美化監視員の活動

振興局等に設置された環境美化監視員により、湖岸や観光地等でのパトロール、駅前や商業施設等での環境美化の普及啓発や実態調査などを実施し、市

町等が実施する一斉清掃事業等と協働して、ごみのない美しい湖国の創造のために、県民の意識高揚と、ポイ捨てしにくい環境づくりに取り組んでいます。

県内各地で定期的実施している散在性ごみ量の定点観測では、数年前に比べごみ量の減少も見られており、今後も、ボランティア団体や不法投棄パトロールとの連携を図りつつ、監視と啓発を行っていきます。

## (3) 淡海エコフオスター制度の実施

淡海エコフオスター制度は、県民がボランティア活動により公共の場所を愛情と責任を持って美化を推進する制度です。環境美化に対する県民等の意識の高揚とごみの散乱防止を図り、県民等と行政が一体となった地域活動を推進するために平成12年度から始めました。

美化清掃活動を行おうとする団体(10名以上で構成)は、県と合意書を交わし、その合意書に基づいて定期的(概ね月1回以上)、継続的に一定の場所の美化清掃活動を行います。県は、その団体の活動に対し、活動経費の支援を行います。

平成18年度には県管理地460団体、市町管理地18団体の計478団体となり、目標(400団体)を達成することができましたが、さらに多くの団体に参加いただけるよう、各種団体、事業者、NPO、学校等へ制度を積極的にPRし、県民のみなさんの幅広い参加を呼びかけていきます。

## 第3節 廃棄物適正処理の確保

### 現 状

一般廃棄物については一般廃棄物処理施設で、産業廃棄物については産業廃棄物処理施設で、それぞれ処理されることになります。

一般廃棄物処理施設は、「ごみ処理施設」、「し尿処理施設」および「一般廃棄物最終処分場」に分類され、市町(一部事務組合を含む。)が設置する場合と、民間事業者が設置する場合があります。一般廃棄物は市町に処理責任があることから、基本的にこれらの処理施設は市町によって設置されています

表5-3-1 一般廃棄物処理施設設置状況(稼働中のもの)(平成18年3月末現在)

		市 町	民間事業者
ごみ処理施設	ごみ焼却処理施設	14	5
	再資源化施設等※	33	10
し尿処理施設		10	—
一般廃棄物最終処分場		19	—

※ 再資源化施設等とは、再資源化施設やリサイクルプラザ等のリサイクルするための施設のほか、一般廃棄物最終処分場で処分するために減容化(容量を小さくする)するための施設も含む。

が、市町の許可を得て民間事業者が一般廃棄物の処理を行うことがあります（処理施設の処理能力が一定規模以上の施設の設置に当たっては県の許可が必要です）。（表5-3-1）

また、産業廃棄物処理施設は、処理施設の特性に応じて許可が必要な規模等（種類によっては規模を問わないものがあります）が定まっており、ほとんどが民間事業者により設置され、施設の設置に当たっては県の許可を必要とします。なお、その民間事業者による設置目的としては、工場等が自らの産業廃棄物を処理する場合と、産業廃棄物処分量の許可を得て他社の産業廃棄物を処理する場合があります。（表5-3-2）

表5-3-2 産業廃棄物処理施設設置状況（稼働中のもの）  
（平成18年3月末現在）

中間処理施設	汚泥の脱水施設	自社処理	88
		処分量	5
	焼却施設	自社処理	17
		処分量	20
	その他	自社処理	13
		処分量	96
最終処分場	安定型	自社処理	3
		処分量	13
	管理型	自社処理	1
		処分量	1

平成9年(1997年)8月に廃棄物処理法施行令と施行規則の改正があり、廃棄物焼却施設等からのダイオキシン類排出濃度に基準が設定されました。焼却施設については、構造と維持管理に係る基準の強化等が図られ、また、排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上自主検査することが義務づけられました。

県では、焼却施設に対して立入検査を実施し、施設改善等の指導を行うとともに、稼働している施設に対して、排ガスの適合状況を確認するため、ダイオキシン類排出状況調査を実施しました。その結果、平成18年度は調査したすべての産業廃棄物焼却施設で排出濃度基準以下の濃度でした。

→ 参考資料 (46)

また、PCBを含む高圧トランス、コンデンサ等をはじめとするPCB廃棄物を保管する事業者については、PCB特措法第8条の規定に基づき、毎年度その保管・使用の状況等に関して届出をすること

が義務づけられています。 → 参考資料 (47)

産業廃棄物の不法投棄等の現状については、平成18年度はみだり投棄、埋立、不適正保管などの不適正処理278件、野外焼却186件の事案について、現場において調査したり、行為者に是正指導するなどの対応を行いました。そのうち、解決に至った事案は、不適正処理で114件、野外焼却は151件です。

不法投棄は、早朝や夜間に行われることが多いこと、また投棄後すぐに覆土し行為者の痕跡を残さないようにするなど、悪質かつ巧妙化していることから、解決率は41%と低いものの、新規対応事案は66%と高率となっています。早期発見・早期対応により、新たな事案が増えないよう対応しています。

不適正処理の事案の一つとして、産業廃棄物処理会社である株式会社アール・ディエンジニアリング（以下、「RD社」）の最終処分場で、平成11年(1999年)に高濃度の硫化水素ガスが発生して以来、県は事業者に対して是正を行わせてきましたが、その後の調査でドラム缶等の違法埋立が判明しました。県はRD社にその撤去等を命令しましたが、平成18年(2006年)6月に経営破綻し、対応が見込めない状況になりました。そこで、県はこの処分場における環境汚染問題等について、生活環境の保全上の支障除去にかかる効果的で合理的な対応策を策定するため、RD最終処分場問題対策委員会（以下、「対策委員会」）を設置し、検討を進めています。

## 課 題

### 1 一般廃棄物・産業廃棄物

家庭や事業所等から排出された廃棄物は、リサイクルされ、もう一度原料等として利用されたり、焼却処分等がなされ、最終的に埋立処分されたりします。しかしながら、こうした廃棄物の処理施設（廃棄物をリサイクルするための破碎施設等も含みます）の設置は、周辺地域での理解が得られにくい現状にあります。

こうした中、一般廃棄物については、市町による計画的な処理の推進が求められており、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（平成11年(1999年)3月策定）」を基本に、その計画実現に向け取り組んでいくこととなっています。

また、産業廃棄物については、（財）滋賀県環境

事業会社が、安心・安全に配慮した管理型産業廃棄物最終処分場であるクリーンセンター滋賀の整備を進めています。

近年、廃棄物をリサイクルするための検討や施設整備が今までにも増して進められています。しかしながら、廃棄物の処理においては適正処理が基本であり、処理事業者等への立入検査等を実施し、リサイクル推進の流れが止まらないよう適切に事業者指導を行っていく必要があります。

## 2 PCB廃棄物

有毒性から製造等が禁止され、適正な処理が求められているPCB廃棄物は、広域処理されることとなっており、近畿圏では大阪市此花区にその処理施設が設置され、平成18年(2006年)10月から大阪市内に所在するPCB廃棄物から処理が開始されました。今後滋賀県分の処理が開始されるまで、紛失等がないよう、また、漏洩等がないよう適正に管理を行う必要があります。県としても、計画的にその処理がなされるまで定期的に、管理状況を確認していく必要があります。

## 3 不法投棄等

件数は減りつつありますが、今なお、産業廃棄物の不適正処理や野外焼却が後を絶たない状況にあります。それらの行為は、許されない違法行為であり、地域の景観に支障を及ぼすだけでなく、地域住民の生活環境に支障を及ぼす場合もあります。そのような行為を根絶するために、市町、警察等の関係機関と連携して厳正かつ迅速な対応を図っていくとともに、日常のパトロールや啓発も引き続き強化していく必要があります。

また、行政の監視と併せて、地域住民のボランティアによるパトロールや事業者等の情報提供の協力など、あらゆる監視の目を生かした監視体制の強化を推進し、不法投棄等を許さない地域づくりが必要となってきました。

さらに、人的監視には限界があるので、IT機器を活用した監視が必要です。

## 4 RD最終処分場問題

対策委員会では、処分場法面の崩壊による廃棄物の飛散・流出、処分場周縁の環境基準を上回る地下水汚染の拡散、硫化水素等のガスの発生、そして処分場内に残されている焼却炉内の焼却灰等の飛散などが現時点における生活環境保全上の支障として整理され、今後必要な調査を実施し、対応策を検討していく必要があります。

### 取組

#### 1 廃棄物処理施設整備促進事業

〈循環社会推進課〉

市町（一部事務組合を含む。）が設置する廃棄物処理施設のうち、県一般廃棄物処理広域化計画に基づいた施設について、リサイクルの推進やエネルギー回収への取組み等を促進するため交付金を交付しています。

#### 2 廃棄物立入検査指導〈循環社会推進課〉

廃棄物処理および廃棄物保管施設等について、廃棄物の適正処理の推進に資することを目的として、「廃棄物処理施設等立入検査方針」を定め、立入検査を実施しています。検査内容としては、一般廃棄物処理施設あるいは産業廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法の処理基準の遵守状況の確認や、焼却施設に係る排ガス中のダイオキシン類検査、最終処分場等からの排水や地下水質の検査のほか、産業廃棄物の処分受託に係る契約やマニフェストの履行状況の確認等を行っています。

#### 3 産業廃棄物処理業者に関する評価制度の導入

〈循環社会推進課〉

廃棄物排出事業者が、産業廃棄物処理業者を選定する際の参考として、①遵法性②情報公開性③環境保全の取組の3項目について、一定の基準を満たしている業者を明らかにするとともに、産業廃棄物処理業者の取組として具体的な目標を与えるために、評価制度を導入しました。基準に適合している業者は、県のホームページで広く一般に公表しています。

#### 4 クリーンセンター滋賀の整備事業

〈循環社会推進課〉

県内の産業廃棄物の適正処理を図るため、公共関与の下、(財)滋賀県環境事業公社が管理型産業廃棄物最終処分場である「クリーンセンター滋賀」を、平成16年(2004年)10月に環境大臣の認定を受けた整備計画により、「特定施設」として整備を進めています。

#### 5 産業廃棄物不法投棄防止対策事業

〈循環社会推進課〉

産業廃棄物の不適正処理などに対しては、早期発見・早期対応が不可欠であることから、県庁や各地域振興局・県事務所に産業廃棄物不法投棄監視・指導員を設置し、監視パトロールなどを行っています。

行政の監視とともに、あらゆる監視の目を生かした監視体制の強化を図るべく、地域住民や郵便局等事業者の方に、パトロールや情報提供の協力要請を行うとともに、情報提供をよりしやすくするため、産業廃棄物不法投棄110番を設置しています。

また、警備会社による休日、早朝、夜間の時間帯のパトロールや市町に対して不法投棄監視員の設置や不法投棄された廃棄物の撤去費用に対する補助などの支援をしています。

さらに県では、10月を不法投棄防止強調月間と定め、産業廃棄物の不法投棄の広域化対策として、京都府など近隣府県と連携し、県境において産業廃棄物車両の路上検査を実施するとともに、工事現場立入指導等により廃棄物に関する正しい知識の普及・啓発活動を行っています。

産業廃棄物不法投棄110番(0120-79-3853 なくそう さんばいごみ)

→ 参考資料(48)

#### 6 RD最終処分場問題対策

〈最終処分場特別対策室〉

県はRD最終処分場における環境汚染問題等について、平成19年(2007年)5月から追加調査を行っています。対策委員会ではこの調査結果を踏まえて生活環境保全上の支障となる事項を整理し、効果的で合理的な対応策の検討を行っています。そして、

県は対策委員会からの報告書をもとに実施計画書として取りまとめ、この問題の解決を図っていきます。

#### 7 廃船対策の推進〈河港課〉

琵琶湖では、レジャーなど船舶を使用した多様な利用が行われていますが、その利用の過程で不用となった船舶が放置され、廃船化しています。こうした廃船があることによって河川管理上の支障だけでなく、琵琶湖の環境や景観、航行などに対して様々な影響を及ぼすこととなります。

このため、県では、「琵琶湖におけるプレジャーボートの廃船に係る処理要領」(平成13年(2001年)2月制定)を定めて、これにより廃船処理を行っています。廃船を発見した場合には、所有者の特定に努め、自主撤去を求めることを原則としていますが、やむなく所有者が特定できない場合には、河川管理や環境などへの支障の程度などを考慮して、無価値と認められる船舶について廃棄物処理しています。

(表5-3-3)

表5-3-3 廃船対策による処理隻数

年 度	隻 数
平成14年度	26隻
平成15年度	26隻
平成16年度	11隻
平成17年度	36隻
平成18年度	38隻